#### 【ABC 消費者情報 Vol. 158】

# ◎ネット通販等の「初回お試し価格」や「初回特別価格」に注意!

通信販売での「定期購入」トラブルに関する相談が多く寄せられています。

### ◆相談事例

〇スマートフォンの広告に初回100円とあったので、制汗クリームをお試し価格で購入した。2回目以降の解約を申し出ると、「定期購入契約のため4回購入しなければ解約できない」と言われた。

〇ネット通販で初回特別価格のダイエットサプリを1回だけのつもりで注文した。2回目の商品が届き、定期購入であることを知った。解約をしたいがメールをしても返信がなく、電話もつながらない。

#### ◆アドバイス

- ○通信販売はクーリング・オフできません。
- 〇「初回お試し価格」などの広告には注意が必要です。商品を注文する際には、契約内容 や解約条件をしっかり確認しましょう。
- 〇不安を感じたら消費生活センターにご相談ください。

#### ■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500 (相談専用)

## ■消費者ホットライン

Tel:188

#### ■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話 099-808-7512